

改正

昭和58年3月14日規則第4号
平成元年3月13日規則第18号
平成5年4月30日規則第36号
平成9年3月24日規則第6号
平成9年3月31日規則第25号
平成10年3月17日規則第7号
平成11年12月21日規則第39号
平成15年4月25日規則第22号
平成26年3月31日規則第15号
平成30年2月28日規則第2号
平成31年3月18日規則第6号

中標津町水道事業給水条例施行規則

(目的)

第1条 中標津町水道事業給水条例（昭和33年条例第14号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(共用給水装置管理人)

第2条 条例第6条に規定する管理人は下記に掲げる事務を行う。

- (1) 条例に定める諸届出等の受理及び進達
- (2) 当該所属給水装置の世帯数及び人員等の把握
- (3) 当該所属給水装置の維持管理上の報告

(共用給水装置を使用するとき)

第3条 共用栓より導水器具を使用してはならない。

- 2 共用栓より自動車、自転車等の洗車をしてはならない。

(共用給水装置使用者の届出)

第4条 共用給水装置使用の請求又は休止若しくは廃止の届出は、管理人と連署の上しなければならない。

(共用給水装置の使用変更)

第5条 町長は災害その他の事由により所属する共用給水装置を使用できないと認めるときは他の給水装置の使用を指示するものとする。

- 2 前項の場合、その月の使用料金の算出は町長が認定する。

(私設消火栓の使用)

第6条 条例第25条の規定により私設消火栓を使用する場合であっても町長は給水の事情によって承認を与えず、若しくは使用時間を制限することができる。

(公設消火栓の管理)

第6条の2 公設消火栓の維持管理については、根室北部消防事務組合中標津消防署が行う。

- 2 漏水又は凍結等のため消火栓修理を水道事業管理者が行った場合、その費用は根室北部消防事務組合中標津消防署の負担とする。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第6条の3 条例第26条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定める。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、法第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前項の管理に規定する検査は、水槽及び水質等について、定期に行うこと。

(3) 検査の方法その他必要な事項については、管理者が別に定める。

(工法及び工事上の条件)

第7条 条例第10条第2項の規定による工法及び工事上の条件は、次のとおりとする。

(1) 配水管、異形管及び制水弁はJ I S又は日本水道協会の規格又はこれに準ずるものでなければならない。

(2) 給水栓は耐寒不凍式とする。

(3) 消火栓は放水口が町野式で口径64ミリメートルを有し耐寒不凍式のものでJ I S規格又は日本水道協会の規格に合格したものとする。ただし、室内消火栓はこの限りでない。

(4) 消火栓の給水管は内径75ミリメートル以上の管に限る。

(5) 配水管の取付位置は他の給水装置の取付口から30センチメートル以上はなれていること。

(6) 配水管の取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

(7) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連絡されていないこと。

(8) 凍結破壊浸しよくを防止するための適当な措置が講ぜられていること。

(9) 水槽、プール、温水器、その他水を入れ又は受ける器具施設等に給水する給水装置にあっては水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

(10) 一時に多量の水を使用するため配水管の水圧、水量に影響を及ぼすおそれのある場合及び3階以上に給水する場合などは、タンク式給水とすること。

(11) 給水管は、水道以外の管及びその他の設備と直結してはならない。

(12) 分岐箇所異なる給水管及び別個のメーター器で計量されている給水装置は、相互に連絡してはならない。

(13) 配水管からの分岐箇所方向は、当該配水管の布設してある道路の境界線(分岐箇所が道路の交差点にある場合は境界線の延長)までは配水管とほぼ直角にすること。

(14) 地中埋設給水管は屋外に布設することを原則とする。

(15) 屋内配管は露出配管を原則とする。

(工事費の算出方法)

第7条の2 条例第12条の2に規定する工事費の算出については、本町給水装置工事設計基準によるものとする。

- 2 業務費は、材料費、労務費、運搬費、道路復旧費、間接経費の合計額に100分の8を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額の範囲内とする。
- 3 前項において、日曜、祭日又は時間外の場合は、その5割増とする。
- 4 第2項の業務費は、町の経費とし、特別の理由のない限り還付しない。

(手数料)

第7条の3 条例第34条に規定する手数料は別表のとおりとする。

- 2 前項の手数料は、特別の理由のないかぎり還付しない。

(工事の町費負担)

第8条 条例第14条ただし書の規定による町が適当と認めるものは下記のとおりとする。

- (1) 給水装置が行政上又は公益上特に必要であると認めたとき。
- (2) 給水装置の故障の原因が明らかに給水上、町の責任であるとき。

(工事費の予納)

第9条 条例第15条の規定による工事申込者は設計により算出された工事概算額を工事着工前に全額予納しなければならない。ただし町長がその必要がないと認めたときはこの限りでない。

- 2 工事設計変更があり過不足精算は工事完了後10日以内とする。

(工事費の分納)

第10条 条例第16条の規定により分納する場合は下記により行うものとする。

- 2 分納許可を受けようとするときは町内に住所を有し町長が適当と認めた者2人を連帯保証人に定めて給水工事費分納許可申請書を提出し町長の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可を受けたときは条例で定める予納金を納めた残額に対する分納証書を提出しなければならない。
- 4 分納工事費は毎月町長の指定する期限までに納入しなければならない。
- 5 工事費の過不足精算は最終納付時に行う。
- 6 最終納付期限は当該年度内とする。
- 7 分納中の給水装置の修繕等に要する費用は、その申請者の負担とする。
- 8 分納による給水装置は分納を完納するまで所有権を町に保留し、その保管は申請者がこれに当たるものとする。
- 9 分納を怠ったときは給水停止、若しくは給水装置を撤去することがある。この場合において、その撤去した材料を処分して撤去工事費及び未納工事費に充当し過不足のあるときは還付又は追徴する。
- 10 連帯保証人住所を変更したときは速やかに届出しなければならない。

(水道メーター設置)

第11条 条例第21条の規定による水道メーター（以下「メーター」という。）設置場所は給水装置建物より、2メートル以内とする。ただし、取付場所が困難で町長が認めたときはこの限りでない。

(メーター保管)

第12条 条例第22条の規定によるメーター及びメーターキョーは清潔にこれを保管しかつ設置の場所には点検又は修理に支障を及ぼす物件を置き若しくは工作物を設けてはならない。
(用途区分)

第13条 条例第28条に規定する計量給水料の用途区分は下記のとおりとする。

- (1) 家庭用 一般家庭用、貸間業、下宿、アパート等直接営業のため水を使用しない業種とする。
- (2) 官公署用 官公署、学校、会社、団体の事務所（事務所に給水装置のないものは除く。）、病医院、保育所、幼稚園、会社寮、工場等の内水を使用することによって収益を得ないもの
- (3) 営業用 醸造業、印刷工場、クリーニング業、染物業、製氷業、乳業、水産加工業、自動車運送業、自動車修理業、畜産加工業、写真業、理容業、美容業、魚菜市场、旅館業、飲食店、料理店、鮮魚販売業、食肉販売業、百貨店、劇場、ガソリンスタンド、ブロック工場、コンクリート工場、洗車、食料品製造業（豆腐、こんにゃく、製めん、製パン、製菓、清涼飲料、冷菓、製あん）等直接営業のため水を使用する業種。ただし浴場用は除く。
- (4) 浴場営業用 浴場業
- (5) 臨時用 工事その他臨時に使用するもの
- (6) 営農用 家畜の飲用、畜舎輸送缶の洗浄、牛乳の冷却等営農上に使用するもの
(料金の認定)

第14条 条例第30条の認定基準は、前3か月間の使用水量の平均水量によるものとし、これにより難いときは町長が諸種の事情を勘案の上認定する。
(料金減免の認定)

第15条 条例第35条の特別の理由は下記のとおりとする。

- (1) 修理が特に遅延したとき。
 - (2) 慈善若しくは公益に関する事業に使用するとき。
 - (3) 町が工事又は清掃のため長期間にわたって停水せしめたとき。
- 2 前項の規定に基づき料金等を軽減する場合の軽減率は50%とする。
(書類の様式)

第16条 条例及びこの規則による申請書その他必要な書類の様式は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月14日規則第4号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月13日規則第18号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月30日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成9年3月24日規則第6号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第25号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月17日規則第7号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月21日規則第39号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月25日規則第22号）

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第15号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第15条第2項の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金の軽減については、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月28日規則第2号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月18日規則第6号）

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

別表（第7条の3関係）

工事種別			金額
新設工事	メーター口径20mm以下	1棟1戸建	21,600円
		1棟2戸以上	11,880円
	メーター口径25mm以上50mmまで		54,000円
	メーター口径75mm以上		108,000円
増設工事			12,960円
仮設工事	メーター口径20mm以下		11,880円
	メーター口径25mm以上50mmまで		27,000円
	メーター口径75mm以上		75,600円
水洗化工事	水抜栓の設置を伴うもの		8,640円
	屋内配管によるもの		4,320円
給水管布設工事	口径50mm以下	工事延長20mまで	16,200円
		20mを超え10m増すごとに	5,400円
	口径75mm以上	工事延長20mまで	34,560円
		20mを超え10m増すごとに	7,560円
開発行為に伴う水道管布設工事	配水管工事	布設延長が1,000m以下のもの 50mごとに	34,560円
		布設延長が1,000mを超えて3,000m以下のもの 100mごとに（640,000円+1,000m以降の延長について）	50,760円
		布設延長が3,000mを超えるもの 100mごとに（1,580,000円+3,000m以降の延長について）	32,400円

	消火栓設置工事	48,600円
--	---------	---------